

## 成田国際空港従業員用駐車場管理要領

平成 19 年 4 月 2 日	空施施第 1024 号
平成 20 年 10 月 1 日	空施施第 1051 号(ア)
平成 21 年 2 月 1 日	空施施第 1084 号(イ)
平成 21 年 3 月 30 日	空施施第 1110 号(ウ)
平成 25 年 6 月 24 日	事施施第 1029 号(エ)
平成 26 年 10 月 15 日	事エ施第 1059 号(オ)
平成 27 年 6 月 15 日	事エ施第 1028 号(カ)
平成 27 年 7 月 30 日	営旅施第 1009 号(キ)
平成 29 年 3 月 29 日	営旅施第 1089 号(ク)
2019 年 4 月 26 日	営旅施第 1010 号(ケ)
2020 年 11 月 26 日	営旅施第 1087 号(コ)
2021 年 3 月 23 日	営旅施第 1174 号(サ)
2021 年 12 月 23 日	営旅施第 1114 号(シ)

### (目的)

第 1 条 この要領は、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が設置する従業員用駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (駐車場の名称及び方式)

第 2 条 駐車場の名称は、別表第 1 に掲げるとおりとする。(キ)

2 会社は、駐車場内を常時監視する義務を負わないものとする。

### (駐車場利用対象者) (ク) (サ)

第 3 条 駐車場の利用対象者は、成田国際空港内に勤務する従業員のみとする。

2 別表第 1 に掲げる駐車場のうち、第 2 駐車場ビル南棟（1 階保育ルームたんぽぽ専用枠）の利用対象者は、N A A 保育ルームたんぽぽ（以下「保育ルーム」という。）の利用者のみとする。

### (車両区分)

第 4 条 駐車場を利用できる車両の種類及び制限基準は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

### (供用時間)

第 5 条 駐車場の供用時間は、24 時間とする。

### (供用休止等)

第 6 条 会社は、駐車場の補修、改修等により管理運営上継続が不可能となった場合は、駐車場の一部又は全部の供用を休止又は廃止することができる。

2 会社は、空港の運営上やむを得ない理由による場合は、駐車場の一部を他の用途に使

用することができる。

- 3 会社は、駐車場の工事等により駐車場の一部又は全部を休止又は廃止したときは、駐車場の指定場所を変更することができる。

(駐車場内の通行)

第7条 駐車場内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 標識、標示その他会社の指示に従うこと。
- (5) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(駐車場使用の申込み及び承諾) (ク) (サ)

第8条 駐車場を使用しようとする者は、従業員用駐車場利用申込書(第1号様式)を使用希望日の20日前までに会社に提出しなければならない。又は「成田国際空港 従業員用駐車場サイト」(以下「サイト」という。)にてアカウントを事前登録の上、車両及びアカウント情報を入力し申込をしなければならない。また、別表第1に掲げる駐車場のうち、第2駐車場ビル南棟(1階保育ルームたんぼぼ専用枠)を使用する者については、使用枠を1家庭1枠に限定するものとし、保育ルームが別途発行する在園証明書を従業員用駐車場利用申込書(第1号様式)と併せて提出しなければならない。(シ)

- 2 前項の取扱について、会社が利用者に止むを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。
- 3 会社は第1項の申込みを承諾したときは、承諾書(第1号様式)を利用者あてに交付、又はサイトにて承認を通知するものとする。この場合において、会社は、駐車することができる駐車場及び車両を指定するものとする。(イ) (シ)

(定期駐車券) (コ) (サ)

第9条 駐車場を使用するための定期駐車券(以下「定期駐車券」という。)は、契約期間内全日の使用が可能とする。

- 2 前条第1項の申込者は、定期駐車券購入申込書に前条第3項の承諾書を添えて会社に提出するものとする。又はサイトにて定期駐車券購入手続きを行うものとする。この場合において、会社は定期駐車券及び駐車証を発行するものとする。(シ)
- 3 利用者が第1号様式に基づく申込み手続きをした場合には、会社は、使用開始日の14日前から発売するものとする。また、利用者がサイトから申込み手続きをした場合には、利用者は会社からの通知後14日以内に購入手続きをするものとする。(シ)

(駐車場の指定) (コ) (サ)

第10条 定期駐車券で使用できる駐車場は別表第3に掲げるとおりとする。

(通用期間)

第 11 条 定期駐車券の通用期間は、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月とする。

(使用禁止日) (コ)

第 12 条 削除

(駐車料金) (ケ)

第 13 条 駐車料金 (以下「料金」という。) は別表第 4 に掲げるとおりとし、定期駐車券発行の際に申し受けるものとする。ただし、会社が特に認めたときは、この限りではない。

(車両の変更) (ク) (シ)

第 14 条 第 9 条第 2 項により定期駐車券及び駐車票の発行を受けた者 (以下「利用者」という。) は駐車証記載の車両以外の車両を駐車させてはならない。ただし、利用者があらかじめ車両変更届 (第 2 号様式) に記入のうえ駐車場管理事務所に届け出た場合、又はサイトにて変更登録をした場合は、この限りではない。

(定期駐車券の更新)

第 15 条 定期駐車券の更新は、その定期駐車券の通用期間が終了する 2 週間前から当日までの間に更新手続きを行うものとする。なお、更新時には、定期駐車券購入申込書、駐車証及び定期駐車券を会社に提出するものとする。又はサイトにて更新申請を行うものとする。(シ)

- 2 会社は、利用者に止むを得ない事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、更新手続きの期間を延長することができる。

(定期券の無償保留) (ク) (サ)

第 16 条 削除

(定期駐車券等の再発行) (ク) (サ)

第 17 条 会社は、利用者から定期駐車券又は駐車証の紛失等により、再発行の申出があったときは、定期駐車券再発行申請書 (第 3 号様式) を駐車場管理事務所に提出させるものとし、会社が当該申請を適正であると認めたときは、定期駐車券又は駐車証を再発行するものとする。

- 2 定期駐車券の再発行手数料は別表第 5 に掲げるとおりとし、定期駐車券再発行の際に現金にて収受するものとする。(シ)

(有効期間の延長) (コ)

第 18 条 会社は、会社の都合により駐車場を 24 時間以上継続して休止したときは、24 時間を単位として日数を算出し、定期駐車券の通用期間を延長するものとする。

- 2 前項の取扱については、供用の休止が明らかに会社の責めに帰することができない理由による場合は、この限りではない。

(禁止行為) (ケ)

第 19 条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 定期駐車券を転貸又は譲渡すること。ただし、会社が特に認めたときは、この限りではない。
- (2) 定期駐車券を改ざんして使用すること。
- (3) 指定した駐車場以外の場所に駐車すること。ただし、会社が特に認めたときは、この限りではない。
- (4) 駐車位置において出入車時以外に原動機をみだりに作動させること。
- (5) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (6) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き取ること。
- (7) 他の利用者の駐車位置、事務室、料金所、機械室、倉庫等にみだりに立ち入ること。
- (8) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (9) 所定の容器以外に物を捨てること。
- (10) 駐車場に駐車させた車両内で宿泊すること。
- (11) 物品の販売、陳列、文書の配布、掲示等を行うこと。
- (12) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (13) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の妨げになる行為をすること。

(駐車場交換の禁止) (ケ) (サ)

第 20 条 利用者間での利用駐車場の交換をしてはならない。

(退去等)

第 21 条 会社は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることがある。

(駐車拒否)

第 22 条 会社は、次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否するものとする。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすとき。
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(遵守事項)

第 23 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車証は、巡回者が見やすいように車内のフロント部分に呈示しておくこと。
- (2) 駐車場で他の車両又は諸施設等に損傷、汚損を与えたときは、速やかに会社へ申し出ること。
- (3) 定期駐車券をき損又は破損しないように努めること。
- (4) 定期駐車券を紛失したとき又は盗難にあった場合は、ただちに会社に届け出ること。
- (5) その他会社の指示に従うこと。

(保管責任)

第 24 条 会社は、駐車場に駐車する車両（積載物及び取付物を含む）の保管責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 25 条 会社は、その責めに帰すべき理由のある場合を除き、駐車場の利用に係る車両の滅失又はき損等による損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 2 会社は、第三者による車両の滅失又は損傷等の損害については、一切賠償の責めを負わないものとする。
- 3 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決するものとする。
- 4 利用者は、駐車場内の諸施設等に損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものとする。

(契約の解除等) (㊦)

第 26 条 会社は、第 6 条第 1 項により駐車場を休止し、又は廃止したときは、第 18 条に定める通用期間の延長若しくは当該契約の解除をすることができる。

- 2 会社は、前項により契約を解除したときは、未使用日数に応じて料金を払い戻すものとする。

(違反者に対する契約の解除等)

第 27 条 会社は、利用者がこの要領に違反したときは、駐車場の利用を停止させ、若しくは当該契約を解除し、未使用期間の料金の払い戻しは行わないものとする。

(料金の払戻し) (㊧)(㊦)

第 28 条 利用者から従業員用駐車場定期駐車券払戻し申込書（第 4 号様式）の提出、又はサイトにて解約申請が行われた場合、会社は、通用期間 3 箇月又は 6 箇月の定期駐車券に 1 箇月以上の未使用の期間若しくは過払いと認められる事実がある等、会社が当該申請を適正であると認めたときは、同申請に基づき月単位で払い戻すものとする。(㊩)

- 2 前号の払戻し料金は、別表 6 により算出するものとする。

(契約終了時の駐車券等返納義務) (㊧)(㊦)

第 29 条 契約期間満了若しくは契約の解除（以下「契約終了」という。）があったとき、又は駐車場の利用の停止があったときは、利用者はただちに定期駐車券及び駐車証を会

社に返納しなければならない。

- 2 第2車場ビル南棟（1階保育ルームたんぼぼ専用枠）の利用者は、園児が保育ルームを卒園する場合、卒園月の末日までに定期駐車券を会社に返納しなければならない。また、諸事情により園児が保育ルームを退園する場合、退園日までに定期駐車券を会社に返納しなければならない。

（契約終了時の出庫義務）（コ）（サ）

第30条 利用者は、契約終了後、ただちに車両を出庫しなければならない。

- 2 会社は、利用者が契約終了後も引き続き駐車しているときは、契約終了日の翌日から出庫に至るまでの日数に応じた料金（1箇月定期駐車料金を日割り計算により算出した額の1.5倍に相当する額）を申し受けることができる。

（不正利用に対する割増料金）（コ）（サ）

第31条 会社は、利用者等が不正な方法により駐車料金を免れたときは、1箇月定期駐車料金に加え、通用期間初日から不正が明らかになった日までの日数に応じて1箇月定期駐車料金を日割り計算により算出した額の2倍に相当する額を割増料金として申し受けることができる。

（消費税）（サ）

第32条 会社は、第13条及び第30条第2項の料金、第17条第2項の手数料、第26条第2項及び第28条の払い戻し並びに第31条の割増定期料金については、それぞれの料金等に消費税及び地方消費税の額を加算するものとする。

（車両の移動措置）

第33条 会社は、この要領に違反する車両がある場合には、その車両を利用者の負担により承諾なく移動をすることができる。

- 2 会社は、管理上必要がある場合には、他の場所に車両を移動することができる。

（端数処理）（サ）

第34条 会社は、第13条及び第30条第2項の料金、第26条第2項及び第28条の払い戻し第31条の割増定期料金並びに第32条の消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第35条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（要領の変更）（コ）

第36条 会社は、この要領の内容を変更することができるものとする。

附 則（平成 19 年 4 月 2 日 空施施第 1024 号）

この要領は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日 空施施第 1051 号）（フ）

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 15 日 空施施第 1084 号）（イ）

この要領は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日 空施施第 1110 号）（ウ）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 24 日 事施施第 1029 号）（エ）

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 15 日 事エ施第 1059 号）（オ）

この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 15 日 事エ施第 1028 号）（カ）

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 30 日 営旅施第 1009 号）（キ）

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日 営旅施第 1089 号）（ク）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年 4 月 26 日 営旅施第 1010 号）（ケ）

この要領は、2019 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（2020 年 11 月 26 日 営旅施第 1087 号）（コ）

この要領は、2020 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 18 条、第 30 条及び第 31 条、また、別表第 3、別表第 4、別表第 5、第 1 号様式及び第 3 号様式は、2021 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（2021 年 3 月 23 日 営旅施第 1174 号）（カ）

この要領は、2021 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条（定期券の無償保留）は、会社が認めた場合に限り、保留期限 2021 年 9 月 30 日までの期間内で保留を認め、その際に使用する申請書は、従前の様式とする。また、同一会社の利用者間における駐車場の変更は、2021 年 9 月 30 日まで認め、その際に使用する申請書は、従前の様式とする。

附 則（2021 年 12 月 20 日 営旅施第 1114 号）（シ）  
この要領は、2021 年 12 月 23 日から施行する。

別表第1 (第2条第1項関係) (ア) (オ) (キ) (ク) (サ)

名称	A-2 駐車場、A-3 駐車場、A-4 駐車場、A-5 駐車場、A-6 駐車場、A-7 駐車場、A-8 駐車場、A-9 駐車場、A-10 駐車場、A-11 駐車場、第2 駐車場ビル北棟・南棟 (地下2階)、第2 駐車場ビル南棟 (1階保育ルームたんぼぼ専用枠)、第2 駐車場ビル北附属棟A・B (3階から屋上階)、第5 駐車場、第2ビル地区駐車場、南部貨物地区駐車場、貨物駐車場ビル
----	---

別表第2 (第4条関係) (ア) (オ) (キ) (ク) (サ) (シ)

駐車場の種類	車両の種類	制限基準 (単位:メートル)			供用時間
		幅	高さ	長さ	
A-2、A-4、A-5 A-6、A-7、A-9 駐車場	普通自動車	以内 2.10	以内 3.80 *2.10 *(簡易立駐部分)	以内 6.00	24時間
A-8 駐車場	普通自動車	以内 2.10	以内 2.30 *2.10 *(簡易立駐部分)	以内 6.00	
A-10、A-11 駐車場	普通自動車	以内 2.10	以内 3.80	以内 5.00	
A-3 駐車場	普通自動車	以内 2.25	以内 2.10	以内 5.00	
第2 駐車場ビル北棟・南棟 北附属棟A・B	普通自動車	以内 2.20	以内 2.30	以内 5.70	
第5 駐車場	普通自動車	以内 2.20	以内 2.30 *2.10 *(立体駐車部分)	以内 5.00	
貨物駐車場ビル	普通自動車	以内 1.90	以内 2.30	以内 5.00	
南部貨物地区駐車場	普通自動車	以内 2.25	—	以内 5.00	
第2ビル地区駐車場	普通自動車	以内 2.10	以内 2.10	以内 6.00	

別表第3（第10条関係）（ア）（オ）（キ）（ク）（コ）（サ）

駐車場名
A-2 駐車場、A-3 駐車場、A-4 駐車場、A-5 駐車場、A-6 駐車場、A-7 駐車場、A-8 駐車場、A-9 駐車場、A-10 駐車場、A-11 駐車場、第2 駐車場ビル北棟・南棟（地下2階）、第2 駐車場ビル南棟（1階保育ルームたんぼぼ専用枠）、第2 駐車場ビル北附属棟A・B（3階から屋上階）、第5 駐車場、第2ビル地区駐車場、南部貨物地区駐車場、貨物駐車場ビル

別表第4（第13条関係）（ア）（イ）（オ）（キ）（ク）（コ）（サ）

1 定期駐車（A-2 駐車場、A-3 駐車場、A-4 駐車場、A-5 駐車場、A-6 駐車場、A-7 駐車場、A-8 駐車場、A-9 駐車場、A-10 駐車場、A-11 駐車場、第5 駐車場、第2ビル地区駐車場、南部貨物地区駐車場に限る。）に係る料金は、次の表に掲げるとおりとする。

駐車場料金表	種 類	単 位	単 価
	定期駐車料金	1 箇月	11,550円(税抜10,500円)
	定期駐車料金	3 箇月	32,890円(税抜29,900円)
	定期駐車料金	6 箇月	62,370円(税抜56,700円)

2 定期駐車券（第2 駐車場ビル北棟・南棟（地下2階）、第2 駐車場ビル南棟（1階保育ルームたんぼぼ専用枠）、第2 駐車場ビル北附属棟A・B（3階から屋上階）、貨物駐車場ビルに限る）に係る料金は、次の表に掲げるとおりとする。

駐車場料金表	種 類	単 位	単 価
	定期駐車料金	1 箇月	13,860円(税抜12,600円)
	定期駐車料金	3 箇月	39,490円(税抜35,900円)
	定期駐車料金	6 箇月	74,800円(税抜68,000円)

別表第5（第17条2項関係）（ア）（ウ）（オ）（キ）（ク）（コ）（サ）

駐車場の種類	再発行手数料
第2ビル地区駐車場	1,100円(税抜1,000円)
第2 駐車場ビル北棟・南棟（地下2階）、第2 駐車場ビル南棟（1階保育ルームたんぼぼ専用枠）、第2 駐車場ビル北附属棟A・B（3階から屋上階）、第5 駐車場、貨物駐車場ビル、A-2、A-3、A-4、A-5、A-6、A-7、A-8、A-9、A-10、A-11 駐車場、南部貨物地区駐車場	2,200円(税抜2,000円)

別表第6（第28条関係）（※）

通用期間	残存月数	計算式
3箇月	2箇月	$B - A$
	1箇月	$B - (A + A)$
6箇月	5箇月	$C - A$
	4箇月	$C - (A + A)$
	3箇月	$C - B$
	2箇月	$C - (B + A)$
	1箇月	$C - (B + A + A)$

※1箇月定期駐車料金 = A

※3箇月定期駐車料金 = B

※6箇月定期駐車料金 = C

## 従業員用駐車場利用申込書

成田国際空港株式会社  
旅客ターミナル部長 あて

住 所  
氏 名 印

電 話 番 号 ( )

勤 務 先 名

勤務先電話番号 ( )

メールアドレス  
(従業員用駐車場サイト用)

申込日 年 月 日

登録車両番号

駐車場名  A-2  A-3  A-4  A-5  A-6  A-7  A-8  A-9  A-10  A-11  
 P-2  P-2 北附属棟A  P-2 北附属棟B  P-5  南部貨物地区駐車場  
 第2ビル地区駐車場  貨物立体駐車場

使用開始日 年 月 日

成田国際空港従業員用駐車場管理要領を承諾のうえ、駐車場の利用を申込みます。

切 り 取 り 線

## 承 諾 書

成田国際空港株式会社  
施設貸付営業グループ 印

申込みのあった従業員用駐車場については、管理要領を遵守することを条件に承諾します。

利 用 者 名		勤 務 先 名	
登 録 車 両 番 号		駐 車 場 名	
使 用 開 始 日	年 月 日	備 考	

年 月 日

## 登 録 事 項 変 更 届

成田国際空港株式会社  
旅客ターミナル部長 あて

会社名

氏 名

駐 車 場

契約番号

定期駐車券に係る項目を下記のとおり変更したいのでお届けします。

記

変更する項目のみご記入ください。

利用者氏名（苗字の変更時等）	
会 社 名（IDカード記載名）	
登録車両番号	

※ 取 扱 者

注意 この届には、定期駐車券を添付してください。

※印欄は記入しないでください。

年 月 日

## 定期駐車券等再発行申請書

成田国際空港株式会社  
旅客ターミナル部長 あて

会社名  
氏名  
連絡先

（定期駐車券・駐車証）を下記の理由により（紛失・破損）いたしました。  
今後の管理には十分注意いたしますので、再発行をお願いいたします。

### 記

定期駐車券番号	
駐車表（車両番号）	
定期駐車券有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
定期駐車場名称	
定期駐車券等紛失年月日	年 月 日
定期駐車券の紛失等の理由：	
.....	
.....	
.....	

※新定期駐車券番号	
※定期駐車券再発行手数料	円

※印欄は記入しないでください。

駐車場管理事務所確認欄	

再発行日： 年 月 日

年 月 日

## 従業員用駐車場定期駐車券払戻し申請書

成田国際空港株式会社  
 旅客ターミナル部長 あて

会社名  
 氏 名 印  
 連絡先

代理人  
 氏 名 印  
 連絡先

定期駐車券返納に伴い料金の払戻しを申請します。

記

利用定期駐車場	
定期駐車券番号	
定期駐車券通用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
理由	退職・転勤・長期休暇・通勤手段の変更 駐車場の変更 ( ) その他 ( )
※払戻し金額	円
※払戻し月日	年 月 日
※残り日数	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
※払戻し月数	ヶ月
※計算式	
※取扱者氏名	

注意 この届には、定期駐車券を添付してください。  
 ※印欄は記入しないでください。